

市民懇話会の検討結果をまとめました

2月18日、3月2日、10日に自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、これまで検討してきた内容について全体の見直しを行い、検討結果を答申書としてまとめました。

今号では「市民が主役のまちづくり」を進めるための「具体的な仕組み」の検討内容についてお知らせします。

名寄市の自治基本条例

「基本原則に基づくまちづくりの推進」

懇話会意見交換から

市民が主役であるために

「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、(市民がまちづくりに参加すること)、そのためには、(市民と議会、行政がまちづくりに関する情報を共有すること)、そして(市民と議会、行政が対等な立場で連携・協力すること)が重要であり、「市民が主役のまちづくり」を進めるための原則と考えてきました。また、市民に最も身近な参加、情報共有の場の一つとして地域コミュニティを位置づけ、(地域の自治を尊重すること)、さらに名寄市は、(独立した自治体であること)を表明し、地域で暮らしている市民が主役であるということを強調しました。懇話会では、まちづくりの原則五項目それぞれについて具体的に実践する仕組みを検討してきました。

「市民参加」市民がまちづくりに参加する仕組みを四項目にまとめています。

・市が政策を立案、実施、評価する際には、適切な時期に市民の意見が反映されること

・市の各種委員会委員には、公募委員を加えるように努めること

・重要な政策を進める際には、その政策決定過程で市民の意見反映を図るために公聴会制度や市民意見公募制度を設けること

・住民投票を実施した際には、その結果を尊重すること

「情報共有」既に定められている情報公開と個人情報保護の制度のほかに二つの観点から考え方を整理しています。

・市政に関する重要な情報は、市民に積極的に提供するように努めること

・市政に関する情報を正確に収集し、適正に管理すること

「連携・協力」市民と議会、行政との連携・協力に関しては、この条例に定められる役割をはたすことにより達成されると考えています。

「コミュニティ自治」自主性・自立性を尊重し、地域の特性をいかしたまちづくりの場として検討しています。

・市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かせるよう学習の場を整備すること

・コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、意見をできる限り政策に反映させること

「団体自治」名寄市は、市民と地域の利益の立場をふまえて、国、北海道に対し、自らの権利を主張し、意見を表明することを基本に据え、国や他の自治体と連携、協力することが大切であると考えています。

昨年2月、名寄市の自治基本条例のあり方を検討するために委嘱を受けた市民懇話会は、22回の会議を経て、検討結果を答申書としてまとめ、市長に提出しました。

みんなでつくる  
まちの基本ルール



市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームページ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎01654 2111(内線3313) ☒ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp

戸籍の電算化により、  
6月1日から戸籍が変わります

戸籍は生まれてから死亡するまでを登録する公簿で、明治5年の戸籍法施行以来、現在まで手書き、またはタイプで記録、管理されてきました。平成18年の合併を機に戸籍事務の迅速化を図るため、6月1日から電算による戸籍事務の一部をスタートする予定です。

戸籍の電算化とは

これまでの戸籍は、紙の原本で管理され、手作業での記録などを行っていたため多くの時間と労力が必要でした。戸籍事務をコンピュータで処理することにより、戸籍の作成から証明書の発行までをスピードアップし、住民サービスの向上と事務改善を図るものです。今回の電算化は、本籍地が名寄市の方が対象になります。

登録するための「氏名字体」確認にご協力を

戸籍には、常用漢字や人名用漢字のほか、国民一般に通用する文字で記載することになっていきます。しかし、辞書にない文字(氏名)が戸籍に記載されている場合があるため、これを辞書にある文字に置き換えてコンピュータに登録する予定です。対象となる方には5月初旬に「お知らせ」を送付します。

戸籍謄本などの名称が変わります

電算化に伴い、戸籍謄本などの名称が変わります。これまで、戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、個人を証明する「戸籍抄本」が、「個人事項証明書」と、それぞれ名称が変わります。

また、形式も縦書形式から横書形式へ、用紙サイズも従来のB4版からA4版へ小型化されます。

現在の記載	コンピュータ処理後
藤	藤
邊	邊
邊	邊
廣	廣
靜	静

問い合わせ  
市役所名寄庁舎1階  
市民課市民年金係  
☎01654 2111  
(内線3118)